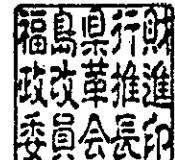


3 行 推 第 9 号  
令和 4 年 3 月 23 日

福島県行財政改革推進本部長  
福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県行財政改革推進委員会  
会長 今野 順夫



### 行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「福島県行財政改革プラン（仮称）案」については、これまでの当委員会の助言等も踏まえられており、適当であると評価できる内容と考えます。

なお、取組を進める上での留意点に関して、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

#### 記

- 1 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生については、被災自治体の職員としての自覚を持ち、また地域ごとに復興の進度が大きく異なることを踏まえながら、引き続き市町村に寄り添って取り組むことが求められる。
- 2 計画の達成に向けては、職員の理解を深めることが重要であることから、計画の内容の周知、共有等を徹底し、職員の意識の醸成を図るとともに、必要に応じて取組や指標を柔軟に見直すなど、進行管理を適切に行うことが求められる。